

2020年9月28日

[明石市教育長への要求書]

自治労明石市職員労働組合

2020年現業職場の諸改善等に関する要求書

日々御健勝のことと存じます。

私たち自治体現業労働者は、市民生活に密着した行政サービスを担い、自治体行政の推進に大きな役割を果たしています。

しかし、現業職場において、退職者不補充等で一方的な職場の廃止、民間委託、業務の縮小が進んでいることは、市民サービスの第一線で汗を流してきたことが否定された思いに加え、生活不安・将来的な雇用不安すら蔓延している職場実態を看過することはできません。

この間、地震・台風・局地的豪雨等による自然災害が繰り返されています。その際、住民の命と健康・財産やライフラインなどを守る支援活動では、自治体の現業労働者の迅速で柔軟な対応が、災害復旧・復興に大きな役割を果しました。また、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症など、感染拡大の恐れがある状況の中においても、「安全と安心」をキーワードに「質の高い市民サービスの構築」を目指し、職員ひとりひとりが日々努力して市民サービスを行っているところです。

官民を問わず厳しい時こそ労使の信頼関係の構築が重要です。それぞれの職場では市民サービスの低下を招かないよう、また知識と技能を次世代へ伝承するため、日々仕事に向かい懸命な取り組みを進めています。

収集事業課に勤務していた職員がアスペストに曝露し、中皮腫を発症して命を落としたことについて、遺族が公務災害の認定を求めて裁判を行っていることは周知のとおりです。こうした事態を二度と招かぬよう、全ての職場において職員の命と健康を守るための安全衛生対策の充実が必要です。

今後ますます多様化する市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、公的サービスの拡充を行い、業務体制を確立するとともに、自らの職場と生活を守り、健康で働き続けられる職場体制・安全衛生体制確立のため、組合員の総意をもって下記のとおり強く要求します。

なお、回答については、10月12日までに誠意ある文書回答を要求します。

もし、回答に誠意が見られない場合は、要求の前進をめざして全国の自治労の仲間と共に組織の総力を挙げてたたかうことを申し添えます。

記

1. 現業職場の直営堅持と現業職員の採用について

- (1) 現業職場の直営を堅持し、公共サービスの拡充と質的向上に向けて、人員と予算を確保すること。
- (2) 退職等により生じた欠員については、正規職員の採用により補充すること。

2. 現業職場の将来計画について

現業職場の将来あるべき姿についての労使協議期間中は、現業職場（業務）の廃止を行わないこと。

3. 「行政改革」について

- (1) 職場の改廃、民間委託などの交渉事項については、協約と労使事前協議制を尊重し、合意に達するまでは、一方的に実施しないこと。
- (2) 市民サービスの向上に向けて、安定した公共サービスの提供を確保するため「何が何でも民間委託」ではなく、現行の現業職場を最大限活用すること。また、必要な職場は、増員して体制の充実を図ること。
- (3) 給食調理業務について、これまでの市民や保護者への説明どおり栄養士の配置されていない学校は民間委託を実施しないこと。
- (4) 民間委託としながら、「偽装請負」の疑いのある給食調理業務については、直営に戻すなど是正すること。また、民間委託状況等の情報提供を行うこと。
- (5) 災害時の緊急対応のため現業職場を確保し、体制を充実するとともに、業務内容を明確にし、災害時等は現業職員を積極的に活用すること。
- (6) 自治体が業務を委託する公共サービス関連の事業所について、雇用の確保や労働基準法等の法令遵守を徹底すること。

4. 現業賃金の改善について

現業賃金については、行政職賃金表と同一水準を堅持すること。

5. 職場環境と労働条件の改善について

- (1) 大久保小学校給食調理員死亡事故を教訓とし、学校給食職場はもとより、現業職場全体を含めた安全衛生を確立すること。
- (2) 通常業務はもとより、大規模自然災害等が発生した際、職員が安全に業務に従事できる環境の整備・充実を図ること。
- (3) 労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会や産業医職場巡視などの活用を行い、労働安全衛生の充実を図ること。
- (4) 職種変更した職員をフォローする体制の充実を図ること。
- (5) 再任用職員について、賃金を引き上げるなど労働条件の改善を図ること。
- (6) 老朽化の進んだ施設は、計画的に建て替えを行うとともに、その運営を直営で行うこと。また、老朽化した施設、不備のある施設設備を改善し働きやすい職場にすること。

- (7) I P Kに繋がっているパソコンを配布すること。
- (8) 学校園を建て替え・新設するときは、計画段階から事前協議し、用務員・調理員の意見を反映すること。
- (9) 職業病と安全衛生について
 - ① 給食職場で起こっている「指曲がり症」については職業病であるという認識にたち、公務災害扱いと時間内通院を認めること。
 - ② 職業病・指曲がり症・公務災害の根絶に向けて職場の労働安全衛生を確立すること。
 - ③ 腰痛・頸肩腕症の特殊健康診断を実施すること。
- (10) 職業差別について労使確認を踏まえ、学校職場から差別を無くすこと。
- (11) 学校が避難所になることを踏まえて防災体制の確立を図ること。
- (12) 学校別施設改善については別途協議すること。

6. 会計年度任用職員・任期付短時間勤務職員等について

- (1) 恒常的な業務を行っている会計年度任用職員・任期付短時間勤務職員を、順次正規職員にすること。
- (2) 改正地方公務員法及び改正地方自治法の主旨を踏まえ、会計年度任用職員・任期付短時間勤務職員等の賃金・労働条件については、正規職員との均等を図ること。
- (3) 会計年度任用職員・任期付短時間勤務職員等について、雇用の安定を図るとともに労働条件の改善を行うこと。

学校給食課 要求項目

調理員

- (1) 教育の一環としての学校給食の意義と食を取り巻く危機的状況を踏まえて、「より良い給食のあり方検討会」を今後も継続し、保護者と職員の声を反映しながら、給食及び食育の一層の充実に努めること。
- (2) 職員の配置について
 - ① 1校当たり正規調理員2名配置が原則であるという労使確認を踏まえて早急に各学校に最低、正規調理員2名以上を配置すること。
 - ② 恒常的な業務を行っている会計年度任用職員を、順次正規職員にすること。
 - ③ 給食調理員の募集を行う場合は「パート労働法」の趣旨に則り、会計年度任用職員より勤続年数の長い者から優先的に採用すること。
 - ④ 給食調理員は、別表のとおり自治労基準を下回らないように配置すること。
 - ⑤ 私療休暇等で2週間以上休んだ場合は、すみやかに代替職員を配置すること。
- (3) 緊急かつ重要な課題であるアレルギー対策の充実に向けて協議を行い、マニュアルの改訂や施設設備の改善を行うこと。
- (4) 職場への情報の周知と、安全対策の徹底のため、安全衛生連絡委員会を月1回程度行い充実すること。
- (5) 食育とアレルギー対策等、学校給食の充実を図るため協議を行うこと。
- (6) 事故の再発防止のため、安全作業マニュアルの周知徹底を図り、定期的に研修を行うこと。

- (7) 研修の充実を図ること。
- (8) 災害時・非常時の市民への給食提供など学校給食のノウハウを地域に生かす方策について労使で協議すること。

自治労基準による学校給食の配置基準

給食数	配置人数	給食数	配置人数
100 食以下	2 人 (50 食)	601-750 食	6 人 (125 食)
100-300 食	3 人 (100 食)	751-900 食	7 人 (128 食)
301-450 食	4 人 (112 食)	901-1100 食	8 人 (137 食)
451-600 食	5 人 (120 食)	1101-1300 食	9 人 (144 食)

教育総務課要求項目

用務員

- (1) 学校施設は、建て替えから施設の維持管理へと方針が変わり、用務員の業務である施設管理が重要視されている中で、用務員の重要性、必要性を再認識し新規採用を行うこと。
- (2) 学校は避難所になることから、学校施設に詳しい用務員の防災組織上の役割を明確にし、避難所開設に必要な防災物資等の取り扱い研修や、減災・防犯についての研修も実施すること。
- (3) 県の学校防災マニュアル改訂に伴い、市の防災マニュアルと学校防災マニュアルの改訂について労使協議を行うこと。
- (4) 職員の配置について
 - ①用務員の配置については、常勤職員での配置とし、現行の業務実態をふまえ男女配置を基本とすること。
 - ②文部科学省が示す大規模校（25学級以上）については3人を配置すること。
 - ③私療休暇等で2週間以上休んだ場合は、代替職員を配置すること。
 - ④代替職員の配置については、業務実態に応じて配置すること。
- (5) 労働条件の改善について
 - ①安全作業マニュアルの充実、見直しを図り、定期的に研修を行うこと。
 - ②安全に作業が出来るよう防具（ヘルメット・安全帯・長靴・手袋・チャップス・フェイスガード等）の対策を講じること。
 - ③貸し出し工具の充実や、パッカー車を利用できるよう予算計上を行うこと。
 - ④安全教育・特別教育の拡充を図り、受講できるようにすること。
 - ⑤熱中症対策として空調服の貸与、作業場の暑さ対策を行うこと。
 - ⑥各校に公用車を配置すること、もしくは免除車両の指定を行うこと。
- (6) 環境対策について
 - ①剪定ごみの処理・収集方法について他課との連携も含め協議すること。
 - ②学校ごみの処理について、職員に周知を図り、協議すること。